## ベビーシッター利用割引券交付案内

皆様の育児と仕事の両立を支援するため、 内閣府が実施する「ベビーシッター派遣事業」を利用して、 「ベビーシッター派遣事業割引券」を交付いたします。 希望される方は詳細を確認の上、割引券交付申込ください。

## 割引券利用に関する詳細

2023年度利用実績 608回

利用対象者

本学教職員(私学共済加入者に限る)

対象児童

0歳~小学3年生(その他健全育成上の世話を必要とする要件※1に 該当する場合は小学校6年生まで)

※1 詳細は申込フォーム内にてご確認ください

割引対象

就労のために以下の理由でベビーシッターを利用する場合

- ・家庭内における保育や世話(家庭外は利用不可)
- ・家庭と保育等施設の間の送迎

※配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等により、 又は、ひとり親家庭であることにより、サービスを使用しなければ 就労することが困難な状況にあることが必要です

(別途証明書をご提出いただきます)

割引金額

割引券1枚につき2,200円(電子チケットで配布)

利用枚数制限

対象児童1人につき1日(回)2枚(4,400円分)まで 1カ月1家庭24枚(52,800円分)、年間280枚(616,000円分)まで

割引券取扱

全国保育サービス協会が認定する「割引券取扱事業者」に限ります。

※「割引券取扱事業者」は下記よりご確認ください。

http://www.acsa.jp/htm/babysitter/

※別途契約を証明できる書類等をご提出いただきます。

申込期限 2025年2月28日まで

## 割引券交付申込方法

## 右記ORコードまたはURLよりお申込みくださ

[URL] https://forms.gle/c729CwTihLFNg6zz5

【ORコード】

◆申込を確認次第メールでご連絡いたします。

◆申込から交付まで時間を要する場合がございます。

※利用日の7日前(病院休診日を除く)までに申込がない場合は、 チケットが手配できない可能性があります。



①人事部厚生課へ 割引券交付申込 (QRコードより)

)人事部厚生課より メールにて 割引券交付

。 ③ベビーシッタ<sup>。</sup> 利用時に 事業者へ提出※

※提出方法は下記マニュアルをご確認ください

